

発行 福生市
〒197 東京都福生市本町5
編集 企画財政部企画調整課
市役所の代表電話番号
☎ 0425-51-1511

市の人口と世帯
(平成2年2月1日現在)
人口 58,098人
男 29,316人
女 28,782人
世帯数 21,990



▲ ドカ雪と奮闘、除雪作業

昭和63年度決算

昨年12月の定例市議会で、昭和63年度の一般会計と特別会計の決算が認定されました。一般会計と特別会計を合わせた総額は、歳入(収入)で209億1,029万7千円、歳出(支出)で204億7,094万1千円となり、収支差引額は4億3,935万6千円でした。

決算内容についての詳細は、昭和63年度福生市歳入歳出決算書(中央図書館及び図書館分館等に置いてあります)に載っておりますのでここでは、決算書の中から一般会計の主な動きをお知らせします。

**繰越額 前年度より
4億4,795万4千円減少**

昭和63年度に入ってきたお金の(歳入)は、147億6,961万1千円で前年度比3.6パーセント増加し、使ったお金(歳出)は144億8,116万6千円で前年度より4億4,795万4千円減少し、2億8,844万4千円となりました。

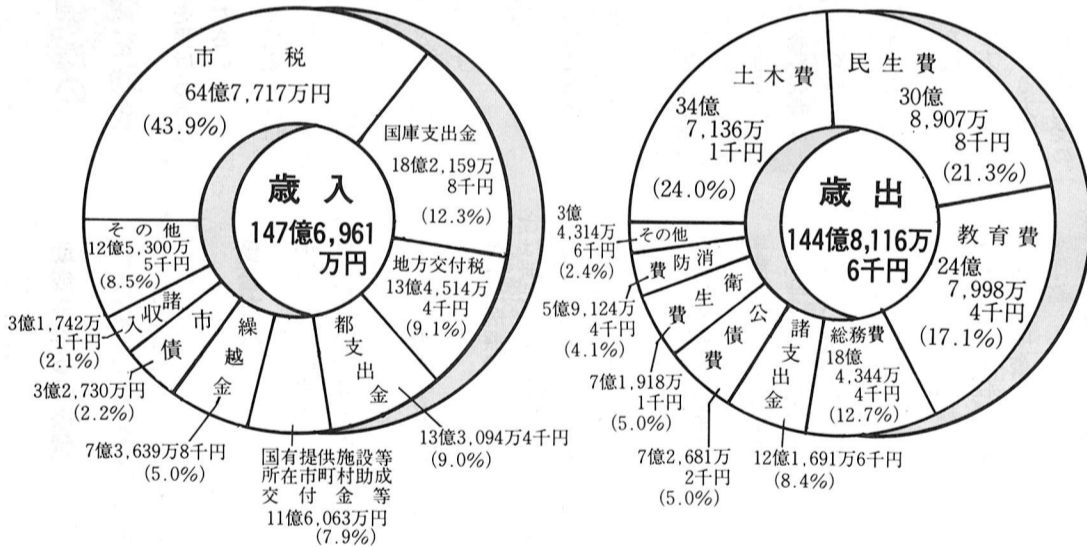
歳入(収入)の主なものは、土木費...道路新設改良費10億2,990万9千円、緊急道路整備費1億1,110万8千円、公園整備費4億6,275万2千円(中福生公園(仮称)新設事業費4億5,568万2千円)、緑地整備

民生費...老人福祉費2億9,518万2千円、児童措置費7億6,114万円、市立保育園費3億4,966万1千円、扶助費8億4,806万4千円。教育費...小学校費7億3,408万7千円(第二小学校給水管改良事業費1,000万円、第三小学校外壁改良事業費4,239万1千円、第三小学校理科室及び図工室改良事業費2,423万円、第四小学校内装改

昭和63年度一般会計歳入歳出決算額

収入率 100.4%・支出率 98.5%

※金額は千円未満を、パーセンテージは小数第二位 それぞれ四捨五入。



▲ 親しまれる中福生公園

良事業費1億3,579千円、第四小学校防音機能復旧事業費8,182万7千円、第六小学校温度保持事業費3,480万5千円、第七小学校視聴覚反応分析器設置事業費2,668万円、中学校費3億1,458万円(第一中学校語学演習装置設置事業費3,533万円、第三中学校外壁改良事業費4,106万9千円)となっております。

市民一人当たりの決算額

一般会計の決算額を市民一人当たりで見ますと歳入が25万8,857円、歳出が25万3,802円、02円となりました。

市民一人当たりの決算額

歳入 25万8,857円
歳出 25万3,802円

一世帯当たりの決算額

歳入 68万9,524円
歳出 67万6,058円

特別会計

総額59億8,977万5千円を支出

特別会計の五会計(国民健康保険特別会計・老人保健医療特別会計・福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計・下水道事業会計・受託水道事業会計)の収入率・支出率の内訳は下の表のとおりです。

会計別	予算現額	歳入		歳出		残額(翌年度繰越金)
		決算額	収入率	決算額	支出率	
国民健康保険特別会計	20億4,493万7千円	19億7,463万4千円	96.6%	18億7,452万5千円	91.7%	1億10万9千円
老人保健医療特別会計	12億7,889万8千円	12億5,008万4千円	97.7%	12億2,985万3千円	96.2%	2,023万1千円
福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計	19万円	23万2千円	122.1%	18万2千円	95.8%	5万円
下水道事業会計	23億3,770万5千円	22億4,799万8千円	96.2%	22億1,747万6千円	94.9%	3,052万2千円
受託水道事業会計	7億4,309万9千円	6億6,773万9千円	94.8%	6億6,773万9千円	94.8%	0円
合計	63億6,603万9千円	61億4,068万7千円	96.5%	59億8,977万5千円	94.1%	1億5,091万2千円

市の業務は第2・第4土曜日が休みです

次の業務、施設は従来どおり行っております。

理(火)葬許可証の発行、出生届、婚姻届などの受理、し尿・ゴミ収集(粗大ゴミは除く)、市民会館、公民館、図書館、郷土資料室、体育館、地域会館、福祉会館、田園会館、保育園、小中学校、野球・庭球場等スポーツ施設

土曜日が休みの日	2月24日(土)	3月3日(土)	3月10日(土)	3月24日(土)
福祉会館、田園会館、保育園、小中学校、野球・庭球場等スポーツ施設	休み	休み	休み	休み

一市税収入済額及び市民1人当たりの納税負担額

区分	収入済額	1人当たりの納税負担額	1世帯当たりの納税負担額
市民税	36億4,850万円	6万3,945円	17万3,332円
固定資産税	18億3,620万9千円	3万2,182円	8万5,724円
都市計画税	5億1,443万円	9,016円	2万4,016円
市たばこ消費税	3億465万2千円	5,339円	1万4,223円
その他	1億7,337万9千円	3,039円	8,094円
合計	64億7,717万円	11万3,521円	30万2,389円

また、一世帯当たりでは、歳入が68万9,524円、歳出が67万6,058円でした。なお、市民一人当たりの市税の納税負担額は11万3,521円、一世帯当たりでは30万2,389円となりました。

平成2年度福生市保育所措置費徴収金基準額表

(単位 円)

各月初日在籍措置児童の属する世帯の階層区分			徴収金基準額(月額)	
階層区分	定義及び条件		3歳未満児	3歳以上児
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)		0	0
B階層	A階層を除き、前年度分の市町村住民税非課税世帯		0	0
C階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税世帯	第1階層 前年度分の市町村住民税均等割のみ課税世帯(所得割非課税世帯)	3,060 (1,530)	2,420 (1,210)
		第2階層 前年度分の市町村住民税所得割課税額が5,000円未満の世帯	3,720 (1,860)	3,080 (1,540)
		第3階層 前年度分の市町村住民税所得割課税額が5,000円以上の世帯	4,440 (2,220)	3,720 (1,860)
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であつてその所得税額が次の区分に該当する世帯	第1階層 3,000円未満	6,060 (3,030)	4,760 (2,380)
		第2階層 3,000円以上 15,000円未満	7,600 (3,800)	6,080 (3,040)
		第3階層 15,000円以上 30,000円未満	9,120 (4,560)	7,640 (3,820)
		第4階層 30,000円以上 45,000円未満	10,860 (5,430)	9,060 (4,530)
		第5階層 45,000円以上 60,000円未満	12,560 (6,280)	10,280 (5,140)
		第6階層 60,000円以上 90,000円未満	15,700 (7,850)	12,100 (6,050)
		第7階層 90,000円以上120,000円未満	19,100 (9,550)	13,300 (6,650)
		第8階層 120,000円以上150,000円未満	22,400 (11,200)	14,500 (7,250)
		第9階層 150,000円以上180,000円未満	24,500 (12,250)	15,500 (7,750)
		第10階層 180,000円以上210,000円未満	26,400 (13,200)	16,300 (8,150)
		第11階層 210,000円以上240,000円未満	28,200 (14,100)	17,000 (8,500)
		第12階層 240,000円以上270,000円未満	29,900 (14,950)	17,600 (8,800)
		第13階層 270,000円以上300,000円未満	31,800 (15,900)	18,200 (9,100)
		第14階層 300,000円以上350,000円未満	33,400	18,800
		第15階層 350,000円以上400,000円未満	34,900	19,300
		第16階層 400,000円以上450,000円未満	36,200	19,800
		第17階層 450,000円以上500,000円未満	37,700	20,300
		第18階層 500,000円以上600,000円未満	39,000	21,000
		第19階層 600,000円以上800,000円未満	40,400	21,500
		第20階層 800,000円以上	41,800	22,000

備考 1. 徴収金基準額(月額)欄の()内の金額は、同一世帯で2人以上措置した場合は、C第1階層～D第5階層は一番年上を除くそれ以外の児童に適用し、D第6階層～D第13階層は一番年下を除くそれ以外の児童に適用する。
2. 一措置児が年度内に満3歳に達した場合においても、この表に掲げる徴収金基準額の規定にかかわらず、その年度内は、3歳未満児の徴収金基準額の規定を適用する。
3. C階層又はD階層に該当する世帯で、前年度分の固定資産税の課税額が右表の各階層区分に対応する額となる場合は、当該表に定める階層に認定し、措置費徴収基準額を算定する。

保育料が4月から改定されます

保育園の保育料が4月から改定されることになりました。保育園にかかる経費は毎年増加しています。この間、国で定める保育料徴収基準も毎年改定され引き上げられてきました。昭和60年度に専門委員から受けた答申に基づき平成2年度の保育料を国の徴収基準の60パーセントにするため改定するものです。昭和63年度決算では市の保育料肩代わり分は1億2、479万円になり、保育所運営費も全体でみると市の財政負担35・7パーセントの3億6、125

一方、現在急速に進む高齢化社会への対応として、福祉サービスの見直しの気運も高まり、保育所を利用している方、利用してない方、との公平性の点で問題となつています。当市では市の財政力、他市の状況を判断して、税の公平な還元の見地から改定を行うものです。保護者の皆さんには負担をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

くわしくは、厚生課保育係(☎51-1511内線315)へ。

附加徴収金基準額

階層区分	前年度分の固定資産税の課税額	認定する階層
C第1階層	4,000円以上	C第2階層
C第2階層	6,000円以上	C第3階層
C第3階層	8,000円以上	D第1階層
D第1階層	10,000円以上	D第2階層
D第2階層	12,000円以上	D第3階層
D第3階層	14,000円以上	D第4階層
D第4階層	16,000円以上	D第5階層
D第5階層	18,000円以上	D第6階層
D第6階層	20,000円以上	D第7階層
D第7階層	22,000円以上	D第8階層
D第8階層	24,000円以上	D第9階層
D第9階層	26,000円以上	D第10階層
D第10階層	28,000円以上	D第11階層
D第11階層	30,000円以上	D第12階層
D第12階層	32,000円以上	D第13階層
D第13階層	35,000円以上	D第14階層
D第14階層	38,000円以上	D第15階層
D第15階層	42,000円以上	D第16階層
D第16階層	46,000円以上	D第17階層
D第17階層	50,000円以上	D第18階層
D第18階層	54,000円以上	D第19階層
D第19階層	58,000円以上	D第20階層

自動車の登録はお早めに

年度末の3月下旬は、登録の窓口が大変混雑します。お持ちの自動車で住所変更・名義変更・廃車手続きの済んでいないものはありませんか。自動車の登録手続きは、遅くとも3月中旬までに済ませてください。

なお、第2、第4土曜日はお休みです。

問合せ 八王子自動車検査登録事務所(☎0426-91-6361)へ。



私立幼稚園児の保護者に補助金

次の要件に該当される方は、忘れずに申請をしてください。

■該当する方 市内に居住(住民基本台帳または外国人登録原簿に記載されている方)し、私立幼稚園に通園している園児(3歳児・5歳児)の保護者で、保育料を納入している方。

■補助額(月額) 園児1人当たり6、100円

今回の支給は後期分(10月・3月分)です。

■申請期限 3月2日(金)

■申請先 通園している各幼稚園へ提出してください。

なお、申請用紙は2月中旬に各幼稚園から配布されます。この時期に配布されなかった場合は、庶務課庶務係(☎51-1511内線252)へご連絡ください。



ご利用ください 育英資金

高等学校または高等専門学校に在学、進学者に対し修学に必要な費用の一部を支給いたします。

〔受給資格〕
一 一年以上引き続き市内に住所を有する者と同一世帯にある子女であること。

二 経済的な理由により、修学が困難であること。
三 成績が良好であること。
四 同種の奨学金を他から支給または貸付けされていないこと。
五 在学する学校長から将来社会に貢献し得る人物であると認められたこと。
六 世帯主が市税を滞納していないこと。

希望される方は、3月5日(月)から23日(金)まで(ただし、土、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで)に教育委員会庶務課庶務係(☎52-5568)へお申し込みください。

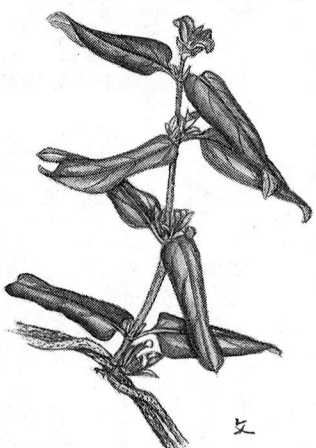
〔身近の野草〕
すいかずら (忍冬)

— すいかずら科 —

初夏のころ、芳香を放つ白花が咲くのはご存知の方も多いことと思いますが、今ごろの季節には葉を細く巻いて寒さに耐えている姿が、枯れ草や、おぼたぐさなどにからんでいるのにはお気づきにならない方が多いようです。その形から漢名を忍冬(にんどう)というそうです。

成人の日の午後、昭和の堰から啓明学園の裏あたりまで歩いてみました。カワラヒワが群れシメは孤独に枯木にひそみ、アオゲラがくるくると木をつつきジョウビタキも枯れすすきの中をひらりひらりと舞っていました。

川べりで水鳥に餌を投げている人がいました。行儀悪くユリカモメが飛び回り



葉を巻きてひたすら冬を耐ふるさまいみじくも忍冬と名づけしは誰ぞ

文と画 佐藤文字



特別整理による休館と特別貸出し

は館内整理のため休館です。特別貸出し

2月14日(水)から2月26日(月)の間、特別貸出しをします。貸出し期間4週間、貸出し冊数10冊までご利用できます。

特別整理日

図書館、郷土資料室は、蔵書点検や資料整理のため3月1日(木)から3月14日(水)まで休館いたします。ご迷惑をおかけしますがよろしくご協力お願いします。なお、2月28日(水)急申し出ください。

子供将棋教室

将棋をぜんぜん指したことがないけど、覚えてみたいと思っている小学生。将棋が強くなりたいので、初歩から覚えたいと思っっている小学生を対象にしています。

日時 2月25日(日)～4月1日(日) 日曜日と春休みの午前9時30分～11時30分 全10回

場所 松林会館大集會室

講師 栗原 玄氏(日本将棋連盟福生支部幹事長)ほか

費用 本代(700円程度)

定員 先着50人

申込み 2月18日(日)から松林会館(☎52-3624)へ。

松林ホームシアター

草原の少女ローラ

空とぶジュータン

二本とも幼児・小学生向きのアニメーション映画です。

日時 2月24日(土)午後2時～3時

場所 松林会館 ※入場無料

七宝焼の講座

きれいな模様のブローチや指輪が作れる七宝焼を、楽しんでみましょう。

日時 3月2日(金)午後1時～4時 以後毎週金曜日 全5回

場所 松林会館小集會室

講師 斉藤美寿子氏

費用 材料費(1,500円程度)

定員 先着20人

申込み 2月18日(日)から25日(日)までに松林会館(☎52-3624)へ。



としよかんのちいさな人形劇場Part3

みんなてきてね

ブレーメンの音楽隊

『うんとこしょ♪どっこいしょ♪』と子どもたちのかけ声が聞こえ、大好評でした。まだご覧になっていない方、わかたけ分館の最終公演に、ぜひおでかけください。

日時 2月25日(日)午後2時30分

場所 わかたけ分館※入場無料

定員 70人(先着順)

※お問い合わせは、わかたけ分館(☎51-0083)へ。

聴覚障害者のための映画会

「野菊の如き君なりき」

日時 2月23日(金)午後7時30分から

場所 福祉会館視聴覚室

※入場無料

対象 市内在住、在勤の聴覚障害者の方

主催・問合せ 公民館(☎52-1711)へ。

福生市

卓球大会団体戦

▽日時 3月4日(日)午前9時市民体育館集合 ▽種目 男女団体戦 一チーム4人以上(1ダブルス・4シングル) ▽対象 市内在住、在勤、在学の方 ▽参加費 一チーム2,000円 ▽主催 福生市卓球連盟 ▽申込み 2月25日(日)までに市民体育館(☎52-5511)へ。

郷土資料室だより

学習会開催のお知らせ(婦人セミナー)

民芸の技と美を考える

かつての伝統的な生活の中で使われた道具、例えば衣、食、住生活や農耕、漁労などのなかには機能美といえる美しさを備えたものが少なくありません。

に招き、これらの民具のなかから多摩地域の民俗の特徴や伝統的なくらしぶりを考えます。

日時 2月22日(木)・3月1日(木)・8日(木)午前10時～正午

場所 中央図書館2階会議室

講師 工藤員功氏(武蔵野美術大学民俗資料室)

佐藤広氏(八王子市郷土資料館学芸員)

山田豊氏(町田市立博物館学芸員)

定員 先着30人 ※参加費無料

参加申込み 2月18日(日)から電話(☎53-3111)でお願いします。

特別展

えがかれた江戸時代の村

牛浜出水図と福生村・熊川村絵図

郷土資料室では、2月1日から特別展示を開催しています。

今回は、絵図を題材としてそこにえがかれた江戸時代の村の様相、村人たちのくらしぶり等について視覚的にとらえていただけるよう企画いたしました。

主な展示品は、福生市指定文化財の「牛浜出水図」、天明八年(一七八八)に幕府巡見使へ提出した村絵図、天保七年(一八三六)に元禄の国絵図の訂正のために作成された村絵図、そして江戸時代、玉川上水に架かる橋を描いた「上水控」等々です。その他、参考資料として「牛浜出水図」に描かれた牛浜集落を二五〇分の一に復元した模型もあります。図中の民家を



▲牛浜集落復元模型(250分の1)



養蚕器具 ④

蚕ヒバチ

練炭コンロ

養蚕における室温調節は、生糸の質や蚕の成長を左右する重要な事項であり、蚕の成長段階にもよりますが、23～27度の間が適していると言われます。これに従えば、養蚕は春から晩秋にかけて行われるものですから、夏には冷房、春と秋には暖房が必要となります。

冷房に関しては、当時そのための機械などあるはずもなく、従って戸や窓を開放するくらいしか方法はありませんでした。しかし、暖房に関しては蚕ヒバチ・練炭コンロなどが使用されてきました。



▲蚕ヒバチ

万治元年(一六五八)二月朔日熊川村(内出地域)地頭・旗本田沢大学疫病で死去する。田沢氏は、江戸時代(天正十八年、熊川村内に二四四石余の知行地を与えられた)に熊川村を支配した旗本(熊川村は幕府直轄領と旗本田沢氏領、長塩氏領の三つに分割統治されていた)で、江戸時代初期には村内に屋敷を構えていたといわれます。

内出の真言宗真福寺には、田沢氏の墓所(福生市指定史跡)があります。碑文によると寛政四年(一七九二)に田沢昆當が先祖の田沢正忠、正久、久治郎、大学の苦だいを弔うため建立されたものであることを知ることができます。田沢大学は万治元年二月に亡くなっていますが、すでに同年正月に母と妻がいます。前後してなくなっています。死因は大学と同様、疫病といわれています。もともと、家譜によると真福寺に葬られたのは元和七年に没した正忠の一人であるといわれています。



歩行者の皆さんへ

「道路を渡るときは」

- 少し遠回りでも横断歩道か、横断歩道橋を渡るようにしましょう。
- 近くに横断歩道か、横断歩道橋がない場合は、見通しの良い場所をまっすぐ渡りましょう。
- 横断するときは、必ず左右の安全を確認し、横断中も車の動きに十分注意しましょう。
- 止まっている車の直前直後の横断はやめましょう。
- 急ぐときでも必ず信号は守りましょう。
- 信号待ち中は、車道に足を踏み入れないように数歩さがって待ちましょう。
- 「急いでも きちんと見ます みぎひだり」
- 「心にゆとり さわやかマナー」



交通災害共済

なにより気を付けるのはもちろんですが、万が一ということもあります。そのような時に備えて、市が他の市町村と共に運営している「交通災害共済」があります。

次の日程で出張受付を行いますので、皆さんの加入をお勧めいたします。

掛金は一般(高校生以上)が400円、未就学児童が250円です。平成2年度に小中学校(私立も含む)に在学中のお子さんは公費負担となりますので申し込みの必要はありません。

見舞金

等級	交通災害の程度	共済見舞金
1	死亡した場合	1,000,000円
2	全治365日以上の傷害を受けた場合	280,000円
3	全治180日以上365日未満の傷害を受けた場合	180,000円
4	全治90日以上180日未満の傷害を受けた場合	100,000円
5	全治30日以上90日未満の傷害を受けた場合	50,000円
6	全治7日以上30日未満の傷害を受けた場合	20,000円

なお、出張受付の会場へおいでにならない方でも、3月1日以降は市民課窓口でいつでも受け付けています。

くわしくは、市民課市民係(☎51-1511内線263)へ。

催し物

井上道義指揮
新日本フィルコンサート
(ソリスト 堀米ゆず子)

世界の井上が新日本フィルと繰るちょっとぜいたくなスプリングコンサートです。

▽日時 3月17日(土)午後6時30分開演

▽場所 市民会館大ホール

▽曲目 目録ロッシニ作曲 ウィリアムテル序曲、チ

田園会館くわらう会

小さなタイトルに包装紙などのかわいい絵を切り抜いてプロローチを作ろう。

日時 2月28日(水)午後2時30分～4時30分

場所 田園会館

対象 小学生

定員 25人

費用 材料費100円程度自己負担

申込み 田園会館(☎52-3131)へ。

プロローチをつくらう

時 午後4時

対象 幼児・小学生・中学生の個人及びグループ。なお、グループ参加の場合は、子どもを中心とした社会教育関係団体に限ります。

内容 歌、演奏、ダンス、劇、絵、習字、工作、手芸等の演示及び展示。ただし一人一点に限りま。

受付期限 3月5日(月)まで

申込み・問合せ 田園会館(☎52-3133)へ。

第16回ポケット劇場

『紙芝居のはじまり』

日時 2月24日(土)午後2時30分開演

場所 田園会館 ※入場無料

内容 紙芝居実演家の右手和子さんによる紙芝居「チョコレートカステラだいじけん」や「はなたれごうさま」、「うみにしずんだおに」など。

定員 先着150人(幼児は保護者の付添いが必要)

問合せ 田園会館(☎52-3133)へ。



福生市社会福祉協議会では、一人ぐらし老人を対象に話す機会や、一人ひとりの交流の場をつくるため会食会を、次に行いますので、お誘い合わせのうえ、ご参加ください。

また、お近くに一人ぐらしの方がいらっしゃいましたら一声、声をかけてあげてください。なお、今回も会場を二会場に分け、対象地区及び日時をよ

福生市社会福祉協議会では、一人ぐらし老人を対象に話す機会や、一人ひとりの交流の場をつくるため会食会を、次に行いますので、お誘い合わせのうえ、ご参加ください。

また、お近くに一人ぐらしの方がいらっしゃいましたら一声、声をかけてあげてください。なお、今回も会場を二会場に分け、対象地区及び日時をよ

福生市社会福祉協議会では、一人ぐらし老人を対象に話す機会や、一人ひとりの交流の場をつくるため会食会を、次に行いますので、お誘い合わせのうえ、ご参加ください。

また、お近くに一人ぐらしの方がいらっしゃいましたら一声、声をかけてあげてください。なお、今回も会場を二会場に分け、対象地区及び日時をよ



庚申さま

「庚申」の文字の彫られた石塔を、市内で見かけた人も多いかと思います。市内の清岩院の門前にはいくつもあります。庚申の文字ばかりでなく、青面金剛の像が刻まれていたり、いわゆる「見ざる・言わざる・聞かざる」の三猿が刻まれていることも多いのです。



▲清岩院の庚申塔

「庚申」の文字の彫られた石塔を、市内で見かけた人も多いかと思います。市内の清岩院の門前にはいくつもあります。庚申の文字ばかりでなく、青面金剛の像が刻まれていたり、いわゆる「見ざる・言わざる・聞かざる」の三猿が刻まれていることも多いのです。

▲清岩院の庚申塔

こうした考え方は、近世に入ってから広く人々に浸透し、各地に庚申講といわれる信仰の講が結成されていきました。庚申の夜には、宿を決めて人々は集まり、庚申さまの掛軸をかけ、その下で飲食をおこなって終夜すごしました。このようなことから、「話は、庚申の晩に」と言いまわし

▲清岩院の庚申塔

こうした考え方は、近世に入ってから広く人々に浸透し、各地に庚申講といわれる信仰の講が結成されていきました。庚申の夜には、宿を決めて人々は集まり、庚申さまの掛軸をかけ、その下で飲食をおこなって終夜すごしました。このようなことから、「話は、庚申の晩に」と言いまわし

▲清岩院の庚申塔

こうした考え方は、近世に入ってから広く人々に浸透し、各地に庚申講といわれる信仰の講が結成されていきました。庚申の夜には、宿を決めて人々は集まり、庚申さまの掛軸をかけ、その下で飲食をおこなって終夜すごしました。このようなことから、「話は、庚申の晩に」と言いまわし

▲清岩院の庚申塔

こうした考え方は、近世に入ってから広く人々に浸透し、各地に庚申講といわれる信仰の講が結成されていきました。庚申の夜には、宿を決めて人々は集まり、庚申さまの掛軸をかけ、その下で飲食をおこなって終夜すごしました。このようなことから、「話は、庚申の晩に」と言いまわし

▲清岩院の庚申塔

こうした考え方は、近世に入ってから広く人々に浸透し、各地に庚申講といわれる信仰の講が結成されていきました。庚申の夜には、宿を決めて人々は集まり、庚申さまの掛軸をかけ、その下で飲食をおこなって終夜すごしました。このようなことから、「話は、庚申の晩に」と言いまわし

3月の休日診療所

今月の休日診療所の開設日及び開設場所(開設医療機関)は、次のとおりです。

内科・小児科(昼間)診療所

▽開設日 毎休日
▽開設場所 健康センター
☎52-0099
▽診療時間 午前9時～正午 午後1時～5時

内科・小児科(準夜)診療所

▽開設日 毎休日
▽開設場所 羽村町平日夜間急患センター(羽村町緑ヶ丘5-1-2) ☎55-9999

歯科休日診療所

▽開設日および開設場所
・3月4日(日)宇野歯科医院 所在 羽村町 ☎55-8241

・3月11日(日)江藤歯科医院 所在 福生市 ☎51-0115
・3月18日(日)エビナ歯科医院 所在 福生市 ☎51-8241
・3月21日(祝)平出歯科医院 所在 福生市 ☎51-4738
・3月25日(日)むさしの台歯科 所在 福生市 ☎51-8458

▽診療時間 午前9時～正午 午後1時～5時

※医療機関が変更する場合もありますので、ご確認ください。
なお、受診は緊急の場合に限ります。また、受診の際は保険証と小銭をご用意ください。

●新年金額一覧(平成元年4月)

年金の種類	年金額
10年年金	404,600
5年年金	344,400
23年年金	608,500
(平成元年度最長期間加入者)	
障害年金(1級)	832,500
〃(2級)	666,000
母子年金(子1人)	858,000
母子	666,000
母子加算	192,000
老齢基礎年金	666,000
障害基礎年金(1級)	832,500
〃(2級)	666,000
遺族基礎年金(子1人)	858,000
基本加算	666,000
加算	192,000
老齢福祉年金	340,800

国民年金だより

国民年金の年金額が、左表のとおり平成元年4月にさかのぼって引き上げられました。
なお、平成2年2月の支払いでは、新しい年金額で支払われるとともに、平成元年4月以降の改定差額が含まれます。

基礎年金等の支払月が変わりました

国民年金の老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金(昭和61年4月以降に受給権が発生したもの)及び通算老齢年金は、今まで年4回(2月・5月・8月・11月)に分けてお支払いしていましたが、2月からは年6回(2月・4月・6月・8月・10月・12月)に分けてお支払いすることになりました。
国民年金に関するお問い合わせは、保険年金課年金係(☎51-1511内線269・270)へ。

3月の無料相談



法律相談 3月2日(金)・14日(水)・22日(木)・28日(水)
午前10時～午後3時(1人30分)
予約制先着8人。相談日の6日前から電話で受け付けます。
☎51-1511内線2118
人権の上相談・行政相談 3月7日(水)
午後1時～4時
交通事故相談 3月15日(木)
午後1時～4時
パートタイム相談 毎週火曜日 午後1時～4時
登記相談 3月1日(木) 午後1時～4時
少年相談 3月9日(金)・23日(金)
午前9時～午後5時
予約制、当日午後4時までに市民相談室(☎51-1511内線217)へ。相談日以外は警視庁立川少年センター(☎22-6938)へ。
※いずれの相談も、市役所1階市民相談室です。

午後5時(第2・第4土曜日、土曜日の午後、日曜日、祝日を除く)
場所 保険年金課年金係窓口
心配ごと相談 3月7日(水)・14日(水)・22日(木)・28日(水) 午後1時～4時
場所 福祉会館
心身障害者相談 3月22日(木) 午後1時～4時
場所 福祉会館
母子相談 毎週月～金曜日 午前9時～正午
場所 福祉事務所
児童相談 毎週月曜日 午前9時～正午
場所 福祉事務所
教育相談 毎週月～金曜日 午前9時～午後4時 土曜日 午前9時～正午 (第2・第4土曜日を除く)
場所 市民体育館相談室
☎52-5512・53
直通☎51-7700
緑の相談 3月8日(木) 午後2時～4時
場所 市民相談室
※電話でも受け付けます。
☎51-1511内線217
市民相談 毎日午前8時30分～午後5時(第2・第4土曜日、土曜日の午後、日曜日、祝日を除く)
場所 市民相談係
☎51-1511内線218

福生市医師会だより

『酒は百薬の長』と言われる一方、ご存知のとおり量を過せば、様々な臓器障害や中毒症を引き起こす『悪玉の長』ともなります。

飲酒に対して寛大な国民性を有する我が国では、お酒は社会の潤滑油としての役割を果たし、冠婚葬祭や接待等、好むと好まざるにかかわらず、日本全国津々浦々まで、益々酒宴は盛んのようにです。さて、社会的な飲酒の是非は別として、今回はアルコールによる健康障害から身を守っていただくために、『お酒の功罪』や『お酒と上手につきあう方法』について、お話ししたいと思います。

【お酒の効用】

あくまで健康な方が、適量と節度を守るという前提において、医学的にも次の効用があると言われている。
◎ストレスを解消する
社会的ストレス解消に功あり。

◎食欲を増進する
少量の食前酒は胃酸分泌促進に功あり。

お酒と上手につきあう方法

精神・痛覚・知覚・運動障害等

◎筋肉及び骨障害
運動麻痺・骨粗鬆症等

◎胃腸障害
胃炎・潰瘍・消化不良等

◎肝臓障害
肝炎・肝硬変・脂肪肝等

◎腎臓障害
腎炎・腎石症・糖尿病等

◎循環器障害
心筋症・不整脈・高血圧等

◎内分泌及び代謝障害
性機能低下・痛風等

たまに宴会で話がはずんでも前記の倍量がほろ酔いの限度。連日の習慣的飲酒を避けること。休肝日は多いほどよく、アルコール依存症に陥らぬようにする。

◎悪酔いを避ける方法あれこれ
適量を守る
濃度を薄くし、ゆっくり飲む
すきつ腹をさける
水分を補給しビタミンをとる
発泡酒はまわりやすい
香辛料の多いつまみは避ける

【鍛えれば強くなるか】
習慣的に飲酒すると、中枢神経のアルコールに対する感受性が変化し、肝臓のアルコール解毒力がやや高まるが限度があり、鍛えれば鍛えるほど強くなることはない。日本人の5人に2人は、遺伝的にアルコールを無毒化する酵素の一部が欠損しており、飲めない人に無理強いすると、急性アルコール中毒等、突つてすまされない事故につながる。飲める人で、一時間のアルコール処理能力は体重1kg当たり0.1から0.15gといわれ、60kgの人で、大瓶一本のビールを処理するのに2～3時間かかる計算になる。

上段の適量なら入眠導入に効果があるが、過度になると逆に不眠や抑うつ状態となりやすく、入眠のさまたげとなる。また習慣となりやすく、注意を要する。
あくまで健康な状態があったの潤滑油であり個々のアルコールに対する感受性も異なることが多く、特に、既に病気が多い方には、飲酒が思いのほか影響を及ぼすこともあり、医師に相談の上アルコールと上手につきあうべきだと思えます。

3月の母子衛生行事



3か月児健診 3月20日(火)
該当児 平成元年11月生まれのお子さん
6か月児健診 3月13日(火)
該当児 平成元年9月生まれのお子さん
9か月児健診 3月9日(金)

3月の無料相談

該当児 平成元年6月生まれのお子さん
1歳6か月児健診 3月28日(水)
該当児 昭和63年8月生まれのお子さん
3歳児健診 3月6日(火)
該当児 昭和62年2月生まれのお子さん
受付場所・時間
▽3か月児と3歳児
・福生保健所
・午後1時～2時
▽6・9か月児
・健康センター